

平成30年度 第1回江東区消費者教育推進委員会 議事要旨

- 1 日時：平成30年7月25日（水） 10：00～11：30
- 2 場所：江東区文化センター 会議室
- 3 出席者
委員11名（弁護士、所轄警察署担当、消費者団体代表、公募区民等）
事務局職員（地域振興部経済課）

4 議題

- (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
- (2) 平成29年度消費者教育の実施状況について
- (3) 平成30年度消費者教育の実施状況について
- (4) 今後の検討事項について
- (5) その他、質疑応答等

5 主な報告・意見等

事務局より（1）～（4）について説明。他の主な報告・意見等は以下の通り。

- 消費者センターから主な相談事例を紹介したい。1件目は、「法務省管轄支局」と名乗る葉書での架空請求である。2件目は、学生がSNSで知り合った人から誘われ、ビジネススキルを学ぶ講座に入会させられた事例である。成人年齢引き下げにより、高校卒業と同時に消費者トラブルに遭うケースが増えるのではないかと不安がある。
- 成人年齢の引き下げに伴い、消費者契約法の改正で一定の手当てはあるが、限られた範囲の商法での適用となる。今後2年のうちに、つけこみ型不当勧誘の取消権について検討するよう附帯決議がされているので、活用の幅は広がる可能性がある。
- 長寿サポートセンターでも架空請求の葉書に関する相談がある。また、区役所を騙る還付金詐欺の手口が後を絶たない。高齢者にとっては、まず相談先があるということが重要。また、周囲の人間が悪質商法等の手口について知ることが重要である。長寿サポートセンター職員に手口等の周知はしているが、区職員にも周知する必要があるのではないかと。

- 学校での消費者教育としては、中学校の公民で家計や金融について学び、家庭科で売買契約や消費生活について学んでいる。道徳では、節度や法を守る意義についても取り扱っている。SNSのトラブル防止としては、東京都及び江東区でSNSルールを策定して学校に周知している。
- 契約関連の相談としては、インターネット契約に関するトラブルや、法務省を騙る架空請求の葉書、区役所を語る還付金詐欺に関する相談がある。
- インターネット契約に関する相談や、法務省を騙る架空請求の葉書に関する相談が多い。振り込め詐欺の手口としては、息子のふりをして連絡するのが今でもある。他には、デパートでクレジットカードが使われたので、そのクレジットカードを調査しますという手口がある。
- 警察では、講演等を開催して被害防止について啓発しているが、そのような場に来ない人に対してどう情報を届けるかというのも重要だと思う。振り込め詐欺は、無人ATMやAMAZONギフトカードで支払わせる等、対面せずに金銭を騙し取る手口も増えている。
- 行政に関わっていない自立した高齢者が騙されていると思う。私のところにも儲け話の勧誘メールとかが来る。つい見てしまう人もいると思うので、高齢者への消費者教育が必要ではないかと思う。
- 高齢者の方が情報商材にお金を費やしてしまうケースはある。最初は5万円程度で「こうすれば儲かりますよ」という情報を購入するが、もっと良い情報があると言われ、更にお金を費やしてしまう。インターネットの中で取引なので、相手の正体がわからないという特徴がある。
- 2022年施行の成人年齢引き下げに伴う消費者被害への対応として、区内の中学校への出前講座を強化すること等を今後の検討課題としたい。
- 国会の議論の中でも、消費生活相談員が学校で講座を行うのが有効との意見があった。非常に良い試みだと思うが、相談件数も増えている現状なので、相談員の負担も考慮して実施していただければと思う。
- まず消費者センターの認知度を上げていくことが重要であると思う。また、

成人年齢の引き下げは 2022 年に施行されるので、今の中学生が 18 歳から成人になる年代となる。この年齢層に向けて消費者被害の未然防止する方法を考えていく必要がある。経済課と教育委員会で協力し、行政の中の垣根を低くして対応していかなければならない。